

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第32号

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

令和6年4月1日に新たに設置される大阪市立心和中学校は、不登校生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うことを目的として設立される学校で、学校給食を通じて行われる食育といった教育カリキュラムはない。また、教育活動を13時15分から開始することとしており、学校給食の実施を行わないことから、学校給食を実施しない学校として規則改正を行う。

2 改正の内容

学校給食を実施しない学校に、大阪市立心和中学校を追加する。(第3条)

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第32号

大阪市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市学校給食の実施に関する規則（平成26年大阪市教育局規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(学校給食を実施しない学校) 第3条 条例第2条に規定する教育委員会規則で定める学校は、大阪市立長谷川小学校、大阪市立弘済小学校、 <u>大阪市立心和中学校、大阪市立長谷川中学校及び大阪市立弘済中学校とする。</u>	(学校給食を実施しない学校) 第3条 条例第2条に規定する教育委員会規則で定める学校は、大阪市立長谷川小学校、大阪市立弘済小学校、 <u>大阪市立長谷川中学校及び大阪市立弘済中学校とする。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。